

～「事業用トラックドライバー研修テキスト」の正誤表～

[平成 29 年 7 月 6 日]

※ 下線（赤字）部分が訂正箇所

訂正箇所	【誤】	【正】
<p>【第 6 分冊】 49 ページ 【上記以外のトレーラ連結車に係わる車両制限令による「連結車両総重量」の最高限度】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路種別 高速自動車道 重さ指定道路 ・最遠軸距 7m 以上 ・未積載状態の車両長さ 11m 以上 ・車両総重量の最高限度 22 トン 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路種別 高速自動車道 重さ指定道路 ・最遠軸距 7m 以上 ・未積載状態の車両長さ 11m 以上 ・車両総重量の最高限度 <u>25 トン</u>
<p>【第 8 分冊】 9 ページ 表 1-2 のタイトル</p>	<p>表 1-2 高圧ガス保安法で移動監視者が必要となる高圧ガスの種類と数量(ボンベ等の容器の場合に標識が必要となる数量)</p>	<p>表 1-2 高圧ガス保安法で移動監視者が必要となる高圧ガスの種類と数量 <u>() の記載を削除</u></p>
<p>【第 8 分冊】 12 ページ 表 4 内の 1～3 行</p>	<p>容器の内容積が 20 リットル以下である充てん容器(毒ガスに係るものを除く)のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が 40 リットル以下である場合</p>	<p>容器の内容積が <u>25</u> リットル以下である充てん容器(毒ガスに係るものを除く)のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が <u>50</u> リットル以下である場合</p>